

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 5 年 3 月 9 日付けの保護変更決定通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり、本件処分が違法又は不当であると主張する。

処分の取消しを求める。今の生活費では、生活ができない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 6 月 3 日	諮問
令和 6 年 8 月 9 日	審議（第 9 1 回第 4 部会）
令和 6 年 9 月 1 2 日	審議（第 9 2 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性と保護基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護基準による冬季加算

冬季加算については、保護基準の別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇市内に居住する1人世帯の場合、11月から3月までの期間において、1月当たり2,630円の冬季加算額を計上することとされている（別表第1・第1章・1・(1)・ア「1級地」・(ア)「1級地－1」・第2類・Ⅵ区（東京都は、同・(2)・イにより、冬季加算における地区別（都道府県別）において、「Ⅵ区」の区分とされる。））。

(3) 住宅扶助及びその基準額及び限度額

法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

また、保護基準別表第3「住宅扶助基準」は、同・1の表において、1級地（請求人が居住する〇〇市は、これに該当する。以下同じ。）では、月額13,000円以内とし、同別表第3・2では、家賃等の費用が同表に定める額を超えるときは、都道府県等ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とするとしている。そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号。以下「限度額通知」という。）1・

(1)「世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」は、東京都の1級地における住宅扶助費の限度額について、単身世帯では月額53,700円としている。

2 本件処分についての検討

請求人が単身居住する〇〇市にあっては、冬季加算の期間が11月から3月までと保護基準で定められており（上記1・(2)）、このことは4月以降の保護費については冬季加算額が支給されないことを意味する。また、限度額通知により請求人に対する住宅扶助費の限度額は53,700円とされており（同・(3)）、実際に支払っている住宅費（家賃）が上記限度額未満の場合には、その実費を支給することになる。

処分庁は、請求人の令和5年4月以降の保護費について、4月以降は冬季加算が支給されないことから、冬季加算額の2,630円を削除している。また、請求人から使用料変更通知が提出され、令和5年4月以降の請求人の住宅費（家賃）が同年3月までの住宅費（家賃）よりも100円減った額である14,500円であったことから、支給する住宅扶助費を14,500円に変更している。これは上記1の法令等の定めに従ってなされているといえるため、違法又は不当ということとはできない。

なお、請求人は、今の生活費では生活ができないとして、保護費が少ないことを不服として本件処分の取消しを求めているので、念のため、請求人に支給される保護費の額について誤りがないか確認する。

令和5年4月分として請求人に支給される保護費は、請求人の年齢及び世帯員数によって定められる基準額76,880円（65～69歳、単身世帯）に住宅扶助14,500円を加えた91,380円から、請求人の年金等の収入認定額22,178円（老齢基礎年金19,958円及び年金生活者支援給付金3,820円（いずれも月額）の合計額23,778円から介護保険料1,600円を差し引いた額）を減じた69,202円となり、同額は本件処分に係る保護変更決定通知書記載の支給額と一致するものであり、計算の誤りはない。

3 請求人の主張についての検討

請求人の令和5年4月からの保護費は、「11月から3月まで支給されていた冬季加算2,630円が4月からは支給されないこと」と「住宅費（家賃）が14,600円から14,500円になったため、

100円少ない額で支給されること」によって額が減ったのであって、計算の誤りはなく、法で定められた額が支給されているから、請求人の主張は採用することができない（上記2）。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美